町道民税申告に関するお知らせ

●各控除の内容と申告に必要な書類

項目	必要書類	
・控除を証明するもの		
社会保険料控除	・平成27年1月~12月に支払った国民健康保険税などの領収書や納付証明書 ・国民年金保険料控除証明書など	
生命保険料控除	・生命保険料控除証明書	
地震保険料控除	・地震保険料控除証明書 ・平成18年末までに締結した長期損害保険の控除証明書	
障害者控除	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など ・障害者控除対象者認定書(65歳以上の介護保険の要介護認定者のうち町が認めた人へ 発行。障害福祉係へ申請が必要 ※詳細はP25をご覧ください)など	
医療費控除	・平成27年1月~12月に支払った医療費などの領収書(領収書はお返しできませんので、必要な場合は切手を貼った返信用封筒を持参してください)・明細書や集計票(合計金額は必ず計算しておいてください。なお、高額療養費や生命保険契約などに基づく給付金の支給がある場合は差引く必要があります)	
住宅借入金等特別控除	・住民票の写し(窓口で交付されるもの。コピー不可) ・金融機関が発行する借入金の年末残高証明書 ・家屋の登記事項証明書(敷地の購入のためのローンがある場合は土地の登記事項証明書) ・家屋、土地の請負契約書または売買契約書(取得年月日・面積・取得価格がわかるの) のコピー ※住民票の写しおよび登記事項証明書については、平成28年1月1日以降交付のもの ※増改築やバリアフリー改修工事の場合は税務署で申告してください。	
寄附金控除	・寄附先発行の領収書(平成27年1月1日から12月31日までに行った寄附で、ふるさと納税などの寄附金合計額が2,000円を超えた部分の寄附金が控除の対象となります。ただし、総所得額の40%が限度です。)	
・収入を証明するもの	・給与や年金の源泉徴収票の原本	
・所得税が還付になる場合	・本人名義の振込先□座のわかるもの(預金通帳など)	
・その他必要なもの	・印鑑 (認印で可)	

※医療費控除の明細書や住宅借入金等特別控除の用紙等確定申告に必要な書類は、役場税務課、札内支所 忠類総合支所、糠内出張所にあります。

加えて、 税電子申告・納税システム)は、税電子申告・納税システム)は、 ③24時間受付 ②還付がスピーディー ①添付書類の提出省略 医療 ご自宅からインタ こて申告や申請などができる便利」自宅からインターネットを利用 面申告と比べて3週間程度短縮 Xで申告された還付申告は、 を省略することができます。 記載内容を入力して送信するこ e とにより、これらの書類の提出 インターネットのできる環境に システムです。 して処理されます。 e - TAXに必要なもの TAXを利用するメリッ 電子証明書とICカー ライタが必要です。 所得税の確定申 е では、その医療費の

で確定申告 受付期間 15必まで

T A X

平成27年分所得税の確定申告や平成28年度分町道民税の申告が始まります。 これらの申告は、国民健康保険税や後期高齢者医療制度の保険料などの計算のた めの基礎資料にもなりますので忘れずに行ってください。なお、下表「確定申告 町道民税申告の日程表」のとおり、期間によって受付会場が違いますので、お間 違えのないようにお願いします。

■問い合わせ 税務課住民税係 TEL【幕】54—6604

方でも、 ③国民年金の納付猶予の手続きや、が、所得税の確定申告は必要ない方 ②給与収入や年金収入以外に所得はある ①所得がない方(遺族年金や障が 申告が必要です。 務関係の証明を受ける必要がある方 高齢者医療保険に加入 受給者を含む)で国民健康保険、 でも、次に該当する方は町道民税の所得税の確定申告を行う必要のない している方

後期 年金 町道民税申告について 署で行ってください

株式などの譲渡所得の申告は、 給与から所得税が源泉徴収されて 所得税法の専門知識の必要な土地・ などうい、土地や建物を売った人など、土地や建物を売った人など、土地や建物を売った人など、 人や事業所得、

②納付の確定申告をする場合

を受けることができます

確定申告を行うことで所得税の還付 得税を納め過ぎになっている人は 調整を受けられなかった人など、

> 告をする必要がなくなりました。 等に係る雑所得以外の所得金額が金額が400万円以下で、公的年金 ※所得税の還付を受けるための確定 20万円以下の方は、 ができます。

①還付の確定申告をする場合

医療費控除や寄附金控除を受ける

平成27年

中に中途退職して年末

次に該当する場合は申告が必要です。 12月31日の所得税額を精算するもので

確定申告について

平成27年

戸 1

必要な場合があります。(医療費控合であっても、町道民税の申告が所得税の確定申告が必要ない場 除・生命保険料控除などの追加)

これまでどおり行うこと

所得税の確定申

れまで同様に確定申告を行う必要が

帯広税務署からのお知らせ

定申告の会場を開設

帯広税務署では、

次のとおり確 します。

けを終了させていただく場合があ

いただく場合や、早めに受け付混雑の状況により、長時間お待

ません。 体にふるさと納税を行った方は、ワ行った方でも、5団体を超える自治ふるさと納税ワンストップ特例を ついての控除を受けるためには、こ ンストップ特例を受けることができ このような場合、ふるさと納税に

ワンストップ特例について

●確定申告・町道民税申告の日程表

公的年金等受給者の方へ

公的年金等の収入

付けいたしますので、都合の良い日程をお選びいただき、申告を行って さい。

なお、各会場の初日は混雑が予想されますので、ご注意願います。

受付期間(土・日・祝日を除く)	場所	
2月1日圓 ~ 2月10日®	役場(2階会議室)	
2月15日 ~ 3月3日	札内福祉センター(1階講座室)	
3月7日圓	糠内コミュニティセンター	
3月8日⊗ ~ 3月15日⊗	役場(2階会議室)	
2月1日 ~ 3月15日 ※	忠類コミュニティセンター(児童室)	

※営業・農業・不動産所得がある方は、「収支内訳書」に記入のうえ、当日ご持参ください。

問い合わせ 西5条南6 申告会場

帯広税務署 帯広税務署

~3月15日必までの平日 午前9時~午後5時まで

平成28年2月16日

24 時間受付